

特別地域（特別保護地区）内鉱物の掘採（土石の採取）許可申請書

自然公園法第20条（第21条）第3項の規定により 国定公園の特別地域（特別保護地区）内における鉱物の掘採（土石の採取）の許可について、次のとおり申請します。

年 月 日

申請者の住所および氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の所在地
および名称ならびに代表者の氏名〕

(宛先)
滋賀県知事

目	的	
場	所	
行為地およびその 付近の状況		
鉱物（土石）の種類		
施 行 方 法	掘採（採取）方法	
	掘採（採取）量	
	掘採（採取）設備	
	土地の形状を変更 する面積	
	掘採（採取）後の 土地の形状	
	関連行為の概要	
	掘採（採取）跡地 の取扱	
予定日	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
備	考	

(備考)

1 添付図面

- (1) 行為の場所を明らかにした縮尺 1:25,000 程度の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 1:5,000 程度の概況図および天然色写真（カラー写真）
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の平面図、断面図
- (4) 行為終了後における植栽その他修景の方法を明らかにした縮尺 1:1,000 程度の修景図
- (5) その他、行為の施行方法の表示に必要な図面

2 注意

- (1) 申請文の「 国定公園」の箇所には当該国定公園の名称を記入すること。なお、不要の文字は抹消すること。
- (2) 「場所」欄には、都道府県、市郡、町村、大字、小字、地番（地先）等を記入すること。
- (3) 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等、海城公園地区にあつては、海底の形状、着生する動植物、水深（干満）、潮流等周辺の状況を示す上で必要な事項を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (4) 「掘採（採取）方法」欄には、露天掘、坑道掘（横坑、たて坑、斜坑）等の別を記入すること。
- (5) 「掘採（採取）量」欄には、容積（立方メートル）および重量（トン、グラム）により掘採（採取）量を記入すること。
- (6) 「掘採（採取）後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等掘採（採取）後の土地の形状について、具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (7) 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採（樹種、本数、面積等）、支障となる動植物の除去、ズリ処理等、申請行為に伴う行為の内容を具体的に記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (8) 「掘採（採取）跡地の取扱」欄には、跡地の整理、緑化の方法等、風致景観の保護のために行う措置および跡地の用途を記入すること。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示すること。
- (9) 「備考」欄には次の事項を記入すること。
 - ア 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続きの進捗状況
 - イ 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - ウ 土地所有関係および申請者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
 - エ 過去に自然公園法の許可を受けたものにあつては、その旨ならびに許可処分の日付、番号および付された条件
 - オ 当該申請に関する連絡先（電話番号またはメールアドレス）なお、申請者と担当者が異なる場合は、担当者の氏名、役職、連絡先等を記載すること。
- (10) 用紙の大きさは、日本産業規格 A 列 4 番とする。
- (11) この申請書は、行為地が大津市内にある場合にあつては 2 部、行為地が大津市外にある場合にあつては 3 部提出すること。ただし、提出する申請書の部数について別の指示がある場合は、その指示に従うこと。